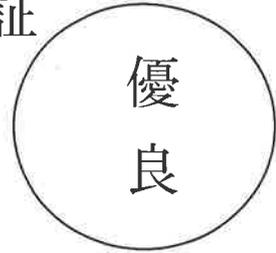


産業廃棄物処分業許可証

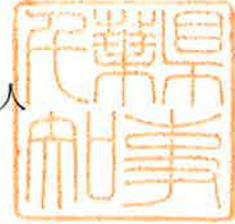
住 所 千葉県市原市惣社一丁目1番地22
氏 名 ジャパンクリーンテック株式会社
代表取締役 杉田 昭義



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
ジャパンクリーンテック株式会社

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年7月15日

許可の有効年月日 令和11年5月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (ク) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 切断による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（廃畳に限り、自動車等破碎物を除く。）、
 - (イ) 木くず（廃畳に限る。）、(ロ) 繊維くず（廃畳に限る。）、
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理は、市原市姉崎海岸の事業場においては午前8時から午後5時までの間の8時間、木更津市潮浜の事業場においては午前8時から午後7時までの間の10時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

複写不可
本朱印無きものは無効

(許可証の続き)

(2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 5月20日 新規許可

令和 4年 7月15日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)

複写不可
本朱印無きものは無効



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2) (譲 受 許 可 : 第13-5-2-86号、 平成14年3月11日)	金属くず 50 t / 日 (6.125 t / 時 × 8 時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 800 t / 日 (100 t / 時 × 8 時間) がれき類 800 t / 日 (100 t / 時 × 8 時間)	1	千葉県木更津市 潮浜一丁目 1番5
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (第2021-1-514号、 令和3年6月23日)	廃プラスチック類 19.92 t / 日 (2.49 t / 時 × 8 時間) 紙くず 17.12 t / 日 (2.14 t / 時 × 8 時間) 木くず 31.36 t / 日 (3.92 t / 時 × 8 時間) 繊維くず 6.88 t / 日 (0.86 t / 時 × 8 時間) ゴムくず 29.68 t / 日 (3.71 t / 時 × 8 時間) 金属くず 32.24 t / 日 (4.03 t / 時 × 8 時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 28.48 t / 日 (3.56 t / 時 × 8 時間) がれき類 42.16 t / 日 (5.27 t / 時 × 8 時間) (令和3年10月5日)	1	
切 断 施 設	廃畳 8.0 t / 日 (1.0 t / 時 × 8 時間) (平成14年12月17日)	1	

(以下余白)

複写不可
本朱印無きものは無効



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
第一がれき類等 保管施設	603 m ² 1,330 m ³	1	千葉県木更津市 潮浜一丁目 1番5
第二がれき類等 保管施設	260 m ² 380 m ³	1	
処理前保管施設 (廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類)	200 m ² 276 m ³	1	
がれき類等処理後物 保管施設	263 m ² 600 m ³	1	
第一金属くず 保管施設	12 m ² 8.0 m ³	1	
第二金属くず 保管施設	15 m ² 8.0 m ³	1	
処理後保管施設 (廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類)	200 m ² 276 m ³	1	
破碎後保管施設 (廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類)	41 m ² 38 m ³	1	
第一残渣物保管施設	12 m ² 8.0 m ³	1	
第二残渣物保管施設	12 m ² 8.0 m ³	1	

(以下余白)

複写不可
本朱印無きものは無効



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (変更許可： 第26-2-415号、 平成26年8月14日)	廃プラスチック類 31.6 t/日 (3.16 t/時×10時間) 紙くず 27.1 t/日 (2.71 t/時×10時間) 木くず 27.1 t/日 (2.71 t/時×10時間) 繊維くず 18.1 t/日 (1.81 t/時×10時間) ゴムくず 31.6 t/日 (3.16 t/時×10時間) 金属くず 36.1 t/日 (3.61 t/時×10時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 40.7 t/日 (4.07 t/時×10時間) がれき類 49.7 t/日 (4.97 t/時×10時間) (平成27年3月2日)	1	千葉県市原市 姉崎海岸 140番	
	ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類等保管施設	63 m ² 98 m ³		1
	紙くず保管施設	20 m ² 30 m ³		1
	木くず保管施設	28 m ² 42 m ³		1
	繊維くず、ゴムくず 保管施設	12 m ² 18 m ³		1
	金属くず等 保管施設	16 m ² 25 m ³		1
	廃プラスチック類 保管施設	20 m ² 30 m ³		1
	破 碎 後 保 管 施 設	55 m ² 96 m ³		1
	資 源 物 保 管 施 設	10 m ² 8.0 m ³		2



複写不可
 本朱印無きものは無効

(以下余白)